

【日本学生支援機構奨学金】 緊急採用・応急採用について

日本学生支援機構では、『家計を支えている方』の失職、所得の激減、病気若しくは死亡等で『家計が急変』したことにより、奨学金の貸与が緊急に必要な学生を対象に、**緊急採用**（第一種奨学金）および**応急採用**（第二種奨学金）の申込みを随時受け付けています。

特に、災害により災害救助法等の適用を受ける著しい被害を受け、支出が著しく増大、若しくは収入が減少した世帯の学生を対象とした**緊急採用・応急採用**については、下記の災害による被害者を対象に受付しています。

緊急・応急採用で申込みをすることができるのは、災害による被害発生および家計急変事由の発生から『1年以内』の期間です。

災 害 の 名 称	対 象 と な る 地 域
H 2 8 . 1 0 . 2 1 平成 2 8 年鳥取県中部地震に係る災害	【災害救助法適用地域】 鳥取県 倉吉市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄
H 2 8 . 1 2 . 2 2 平成 2 8 年新潟県糸魚川市における大規模火災	【災害救助法適用地域】 新潟県 糸魚川市
H 2 9 . 7 . 5 からの大雨に係る災害	【災害救助法適用地域】 福岡県 朝倉市 朝倉郡東峰村 大分県 日田市 中津市
H 2 9 . 7 . 2 2 からの大雨に係る災害	【災害救助法適用地域】 秋田県 大仙市
H 2 9 . 1 0 . 2 1 台風 2 1 号	【災害救助法適用地域】 三重県 伊勢市 度会郡玉城町 京都府 舞鶴市 和歌山県 新宮市

相談・受付窓口

総合研究棟Ⅱ 1階 学務部学生支援チーム①番窓口

【掲示期間】平成 3 1 年 1 0 月 2 2 日（または掲示内容の更新まで）